

武蔵野市青少年善行表彰基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市青少年善行表彰基金条例の一部を改正する条例

武蔵野市青少年善行表彰基金条例（平成元年9月武蔵野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

| 改正前 | 改正後 | 説明 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (管理) 第3条 (略) | (管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u> | 項の追加 |
| | (繰替運用) <u>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u> | 条の追加 |
| 第5条及び第6条 | 第6条及び第7条 | 条の繰下げ |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

基金の一括運用を行うため、所要の改正をするものである。